

食品の国際貿易における倫理規範

CAC/RCP 20-1985



Food and Agriculture Organization of the
United Nations



World Health
Organization

Published by arrangement with the
Food and Agriculture Organization of United Nations
by the
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文書は、当初、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）により、「食品の国際貿易における倫理規範（CAC/RCP 20-1985）」として出版されたものである。日本語への翻訳は、日本政府の厚生労働省によってなされた。

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、FAOあるいはWHOのいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAOあるいはWHOが承認あるいは推薦していることを意味するものではない。本文書において表明された見解は、筆者の見解であり、必ずしもFAOあるいはWHOの見解を示すものではない。

譲許的援助及び食料援助を含む食品の国際貿易における倫理規範案

(ステップ 8)

第 1 条—目的

1.1 本規範の目的は、消費者の健康を保護し、公正な食品貿易を確保すべく、食品の国際貿易における倫理的行動の原則を定めることである。

第 2 条—範囲

2.1 本規範は、譲許的援助及び食料援助を含めて、国際貿易に供されるあらゆる食品に適用される。

2.2 本規範は、食品の国際貿易に従事するあらゆる当事者が適用すべき倫理的行動の原則を定めたものである。各国政府は他の当事者と協力し、国内に倫理的行動を普及させるべきである。

第 3 条—原則

3.1 食品の国際貿易は、あらゆる消費者は安全かつ健全で健康に良い食品を入手し、不公正貿易から保護される権利を有するという原則に基づき行われるべきである。

3.2 以下の食品（再輸出食品を含む）については国際貿易を行ってはならない。¹

- a) リスク分析原則の適用を考慮し、有毒、有害、またはその他健康に損傷を与える量の有害物質を含有または塗布されたもの
- b) 全体的または部分的に、不潔な、腐敗、腐乱、分解した物質、または人間による消費に適さないその他の物質もしくは異物により構成されたもの
- c) 偽和されたもの
- d) 誤った、誤解を招く、または虚偽的な方法で表示または提示されたもの
- e) 不衛生な状態で調理、加工、包装、保存、輸送、または販売されたもの
- f) 適用できる場合には、輸入国での流通に十分な時間の残されていない使用期限のもの

第 4 条—国際貿易される食品に必要な条件

4.1 国際貿易される食品の安全性と適切性の確保に携わる管轄当局は、第 3 条に記載の倫理的行動の原則を適用すべきである。

4.2 適切な場合には常にコーデックス規格及び関連文書の条項を考慮し、輸入国の有効な法律により別段の定めが存在する場合、または輸入国の管轄当局により明確に認められている場合を除き、二

国間または多国間²の協定に基づく権利と義務を害することなく、譲許的援助及び食料援助を背景とする場合を含めて、輸出国の法律が義務付ける要件を満たさない食品の輸出または再輸出を認めてはならない。³

4.3 3.2 に記載された危険または不適切な食品の処分を目的として、食品の国際貿易を行ってはならない。

4.4 各国当局は、世界保健機構（WHO）への事件の通知、報告、または検証を含めて、食品安全事件についての国際保健規則（2005年）に基づく義務を自覚すべきである。また、母乳育児の保護と推進に関する原則を定めた世界保健総会（WHA）の母乳代用品の販売流通に関する国際基準及び関連決議の遵守を保証すべきである。

¹ 3.2 の条項は、人間による消費を目的として輸入国で追加加工、再加工、または調整されるためにその状態では食べられない未加工または半加工食品の輸出を妨げない。

² このような多国間協定には、WTO加盟国に適用されるWTO協定が含まれる。

³ 輸入国の食品規格及び安全要件は、輸出国にとって透明かつ入手可能であるべきである。